

障がい者雇用推進事業主等からの物品調達に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が行う物品の調達において、県内の障がい者を積極的に雇用している事業主や障がい者支援施設等から物品調達の機会拡大を図ることにより、障がい者の雇用の促進及び就労の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号。次号において「法」という。）第2条第1号に規定する者をいう。

(2) 障がい者雇用推進事業主とは、次のいずれにも該当する者をいう。

イ 山形県財務規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されている県内に本店又は支店等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。）であること。

ロ 障がい者を雇用している事業主（県内に本店がなく支店等がある場合は当該支店等の長を事業主とみなす）で法第43条第1項の規定を満たしている者

(3) 障がい者支援施設等とは、県内において社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第2項第3の2号、第4号、第5号、同条第3項第4の2号、及び第7号に規定する事業を行う者並びにその他小規模作業所等福祉的就労の場を営む者をいう。

(適用範囲)

第3条 知事部局、教育庁、警察本部、県議会事務局、企業局、病院事業局、各委員会事務局（各出先機関も含む。）が行う指名競争入札又は随意契約の方法により調達する物品について適用する。

(登録の申請)

第4条 障がい者雇用推進事業主で登録を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書の審査により登録することが適当であると認めるときは、登録を決定する。

3 知事は、前項の規定により登録することを決定したときは、別記様式第2号による通知書により、その旨を通知するものとする。

(登録の届出)

第5条 障がい者支援施設等で登録を受けようとする者は、登録を希望する月の2ヵ月前までに別記様式第3号による届出書を知事に提出することで登録を受けることができる。

(登録事項の変更届出)

第6条 登録を受けた者は、登録された内容について変更が生じた場合には、速やかに知事に届け出なければならない。

(障がい者雇用推進事業主等の公表)

第7条 知事は、登録された障がい者雇用推進事業主及び障がい者支援施設等（以下「障がい者雇用推進事業主等」という。）の名簿を公表するものとする。

(障がい者雇用推進事業主の登録の有効期間)

第8条 第4条第2項の登録の有効期間は、西暦における奇数年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。ただし、登録日が当該奇数年の5月1日以降の場合は登録日より当該奇数年の翌々年の3月31日までとする。

2 4月1日からの登録を希望する場合は、山形県財務規則第125条第4項第1号に定める期間に、年度途中からの登録を希望する場合は当該月の2ヵ月前までに第4条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 知事は、障がい者雇用推進事業主等の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 第2条第2号又は第3号に該当しなくなったとき

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき

(指名競争入札における取扱い)

第10条 指名競争入札により、障がい者雇用推進事業主等が希望する品目に該当する物品を調達するときは、少なくとも1人は障がい者雇用推進事業主等から指名業者を選定するものとする。

(随意契約についての取扱い)

第11条 随意契約により、障がい者雇用推進事業主等が希望する品目に該当する物品を調達するときは、次により取扱うものとする。

(1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、そのうち少なくとも1人は障がい者雇用推進事業主等とすること。

(2) 見積書を徴しないときは、競争に適さない調達を除き、契約しようとする相手方の選定において少なくとも1人は障がい者雇用事業主等から選定すること。

(障がい者支援施設等が供給できる物品等の調達)

第12条 前条の規定において、障がい者支援施設等が供給できる物品等を調達しようとする場合は、障がい者支援施設等の選定について配慮するものとする。

(実地調査等)

第13条 知事は、第4条第3項で通知した障がい者雇用推進事業主に対して、申請書に記載された障がい者の雇用状況等の内容を確認するために、現地調査を実施することができる。

2 前項の規定は、第5条で登録した障がい者支援施設等について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、障がい者雇用推進事業主等からの物品等の調達に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年2月17日から施行する。

2 この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成23年2月15日から施行する。